

### 民生委員に 星野ノリさんら

老人の福祉、生活貧困者の救済など、行政と村民とのパイプ役としての民生・児童委員に次の方がたが昭和49年12月1日付で厚生大臣より委嘱されました。今後の活躍が期待されます。

#### 中之島村民生・児童委員名簿

昭和49年12月1日現在

住所	氏名	年齢	担当地域
中之島	大竹新一	67	中之島第1、第2、第3 柏島、五吉刈
中之島	下田 務	52	中之島第4、第5、鶴ヶ台 中之島第6、第7、鶴ヶ台
中之島	星野ノリ	56	中之島第6、第7、鶴ヶ台
大口	吉藤晃成	52	大口
大曲戸新田	高松莊之進	67	大曲戸新田、中野東
池之島	丸山益亮	66	神切、神切、池之島 神切、池之島
杉之森	羽賀イツ	58	杉之森、高畑、横山、大保 杉之森
長 呂	正沢義一	66	長呂、長呂、長呂 宮内、宮内、宮内
中野東	飛鳥井義賢	68	中野東
未 宝	阿部幹之助	63	中野中、中野西、福島 中野中、中野西、福島
福 原	池田正雄	69	未宝、福原、興野、宮内丁 未宝、福原、興野、宮内丁
中条甲	田辺久四郎	65	中条第1、上沼新田
中条甲	栗林作太	60	中条第2、中条中
中条丙	本間敏雄	62	中条宮村、中条東
中条新田乙	吉田久義	52	宮野代新田 中条新田第1、第2
下沼新田甲	高橋高夫	63	中条新田第3 下沼新田
西 野	入沢金次	63	西野、西野新田
西高山新田	小谷松慈二	61	中西、西高山新田、六所
赤 沼	水落豊作	68	赤・小沼新田、大沼新田



元旦から三日まで休みます。

### 冬期ごみ収集

冬期間のごみ収集はこれまでと変わります。不燃物と危険物については、埋立地が山間地帯にあるため、降雪があると収集車の運行が不可能となるために、十二月二日を最後に春の運行ができるまで収集業務を休止しました。

前八時三十分までに集積場所では、ごみ収集車が止まって作業できるように、降雪期には除雪のご協力や路上駐車をしないようにしていただき、円滑な持ち出しと積込み作業ができるようご協力ください。不規則にごみが出されると降雪状況により、ごみが雪の下になり収集できなくなるばかりでなく、附近のみなさんのご迷惑になります。留守がちのご家庭のみなさんは、近所にごみの持ち出しを依頼するなどして、必ず指定日に出してください。

16ミリ発声映写機認定証の書き替え  
認定証の有効期限が五年から終身になりました。それにもない、本年度は昭和五十年三月三十一日まで有効期限の認定証所有者を対象に書き替えが実施されます。該当する方は、早めに公民館事務局へ連絡の上、手続きをしてください。

旅館・飲食店の受取りは必ず「公給領収証」で  
つぎの場合は、料理飲食等消費税として10/100が課税されます。  
◎料理店・小料理店・キャバレー・バーは免税点がありませんので料金に税がかかります。  
◎旅館での宿泊料金がお一人様一、四〇〇円までは税がかかりません。二、二〇〇円  
◎飲食店はお一人九〇〇円まで税がかかります。  
◎仕出し料理は一人前一、一〇〇円をこえたときは、10/100の税がかかります。以上のように税がかかりますときは、間違いなく県に納めますという証拠に「公給領収証」を必ず受取ってください。  
(新潟県・三条財務事務所)

今月の納税 ▼固定資産税第3期分 ▼国民健康保険税第5期分 ▼保育料12月分

# 広報 なかのしま

12月号 南蒲原郡中之島村役場

編集と発行。中之島村役場企画課



## 1億円出荷をめぐす 大ロレンコン

### 人口のうごき

12月1日現在

( ) 内は11月1日との比較	
人口	11,392人 (-10)
男	5,569人 (-1)
女	5,823人 (-9)
世帯数	2,181 (-1)

今月の納税 ▼固定資産税第3期分 ▼国民健康保険税第5期分 ▼保育料12月分

なう諸物価の異常な高騰は、村の財政面にも大きな影響を与えました。このため、財政運営にあたっては、消費的経費の節減に極力努めるとともに、施策の重点化と財政の効率化に留意しながら、住みよい村づくりに努めてまいりました。

このような状況下で、四十八年度は千七百六十六万円の黒字となりましたが、事業を翌年度に繰り越した分を除くと、千六百七十万円が実質的な黒字額です。

なお、前年度からの繰越金を差し引いた単年度収支は二千五百七十七万円の赤字となりました。

歳入では、国税の増収により地方交付税が伸びたほか、国・県支出金・諸収入などの増収により前年度より二十六・六%伸びました。

一方、歳出面を性質別にみると、建設事業費が老人福祉施設充実の一環として建設した老人憩の家をはじめ、地域振興の基幹的施設である道路整備等に積極的に取り組んだ結果、前年度より約一億円多い二億五千八百万円（三一・五%）でトップ。続いて、人件費の二億四千九百万円（三〇・四%）、物件費九千九百万円（一一・四%）、扶助費四千九百万円（五・六%）などの順になっています。

前年度に比べ、とくに増えたものは、老人医療制度の充実にもなう扶助費や、老朽化した小学校の建設基金として積み立てた積立金などが目立っています。この結果、歳出総額は前年度より三〇・〇%の伸びとなりました。

# 二万二千 村民の 家計簿

中之島村財政状況の公表に関する条例の定めるところにより、「昭和48年度決算」「昭和49年度上半期の財政状況」を次のように公表いたします。

昭和49年11月26日  
中之島村長 齋藤恭三

私たちの村の財政がどのように運営され、現在どのような事情にあるかを知っていただくため、毎年五月と十一月の二回、村の財政事情を公表していますが、今回は「昭和四十八年度決算」と「昭和四十九年度予算の執行状況」についてお知らせします。

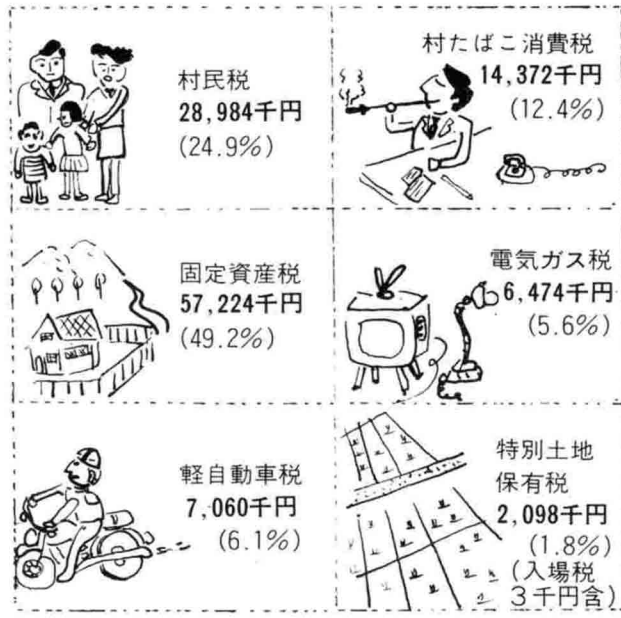
なお、四十八年度決算は十二月定例村議会に提案し、認定を受ける予定です。

**48年度一般会計** 昭和四十八年度は、国の総需要抑制策や年度後半の石油危機にとも

## 48年度決算（見込み）

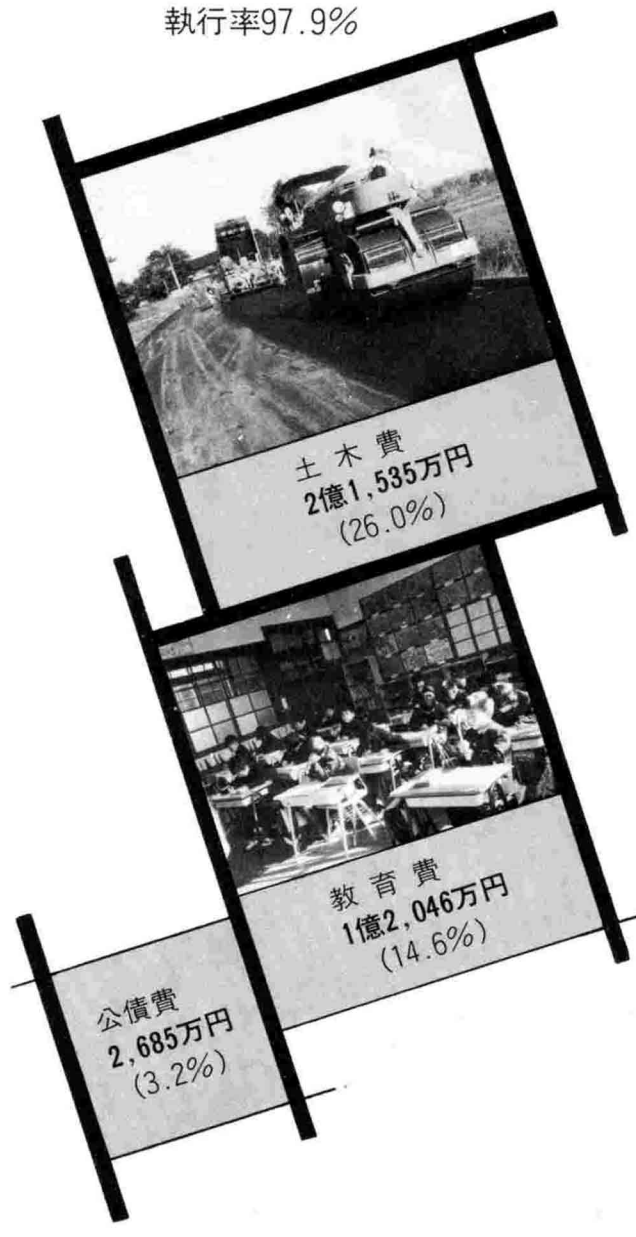
### 村税の内訳

調定額	1億2,142万円
収入済額	1億1,621万円
収納率	95.7%

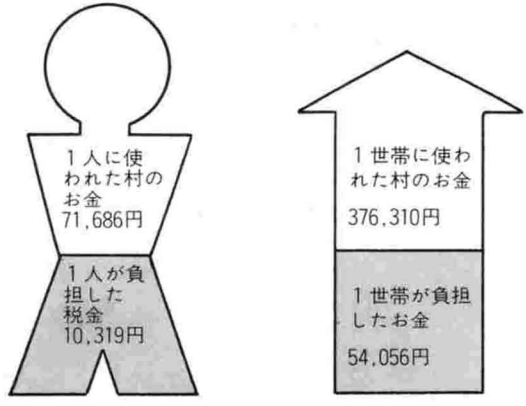


### 歳出

8億2,723万円  
執行率97.9%



### 村民の村税負担額と村民への還元額

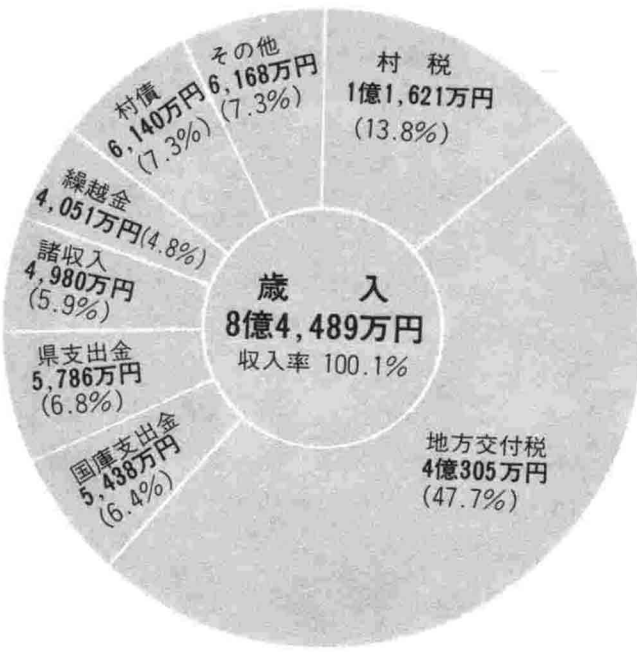
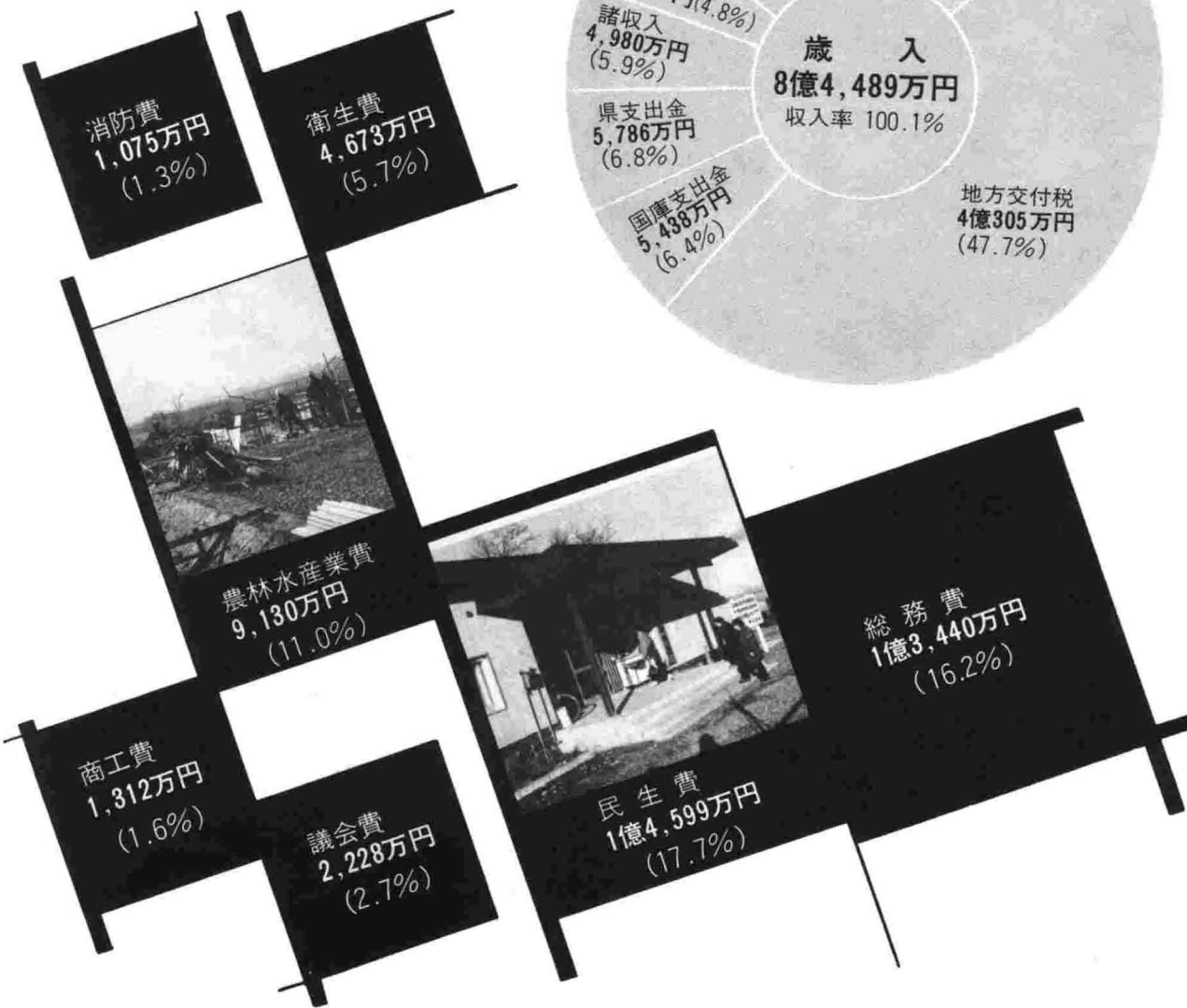


## 48年度決算（見込み）

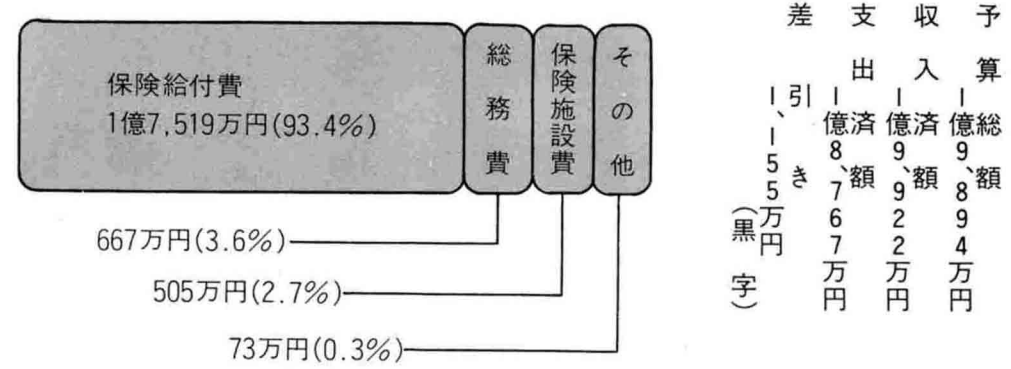
### 一般会計

予算総額 8億3,686万円  
歳入歳出差引き 1,591万円  
(黒字)

※各費目の金額は収入・支出済額( )は構成比



国保特別会計



48年度決算(見込み)

49年度予算と執行状況(9月30日現在)

一般会計

(単位 千円)

区分	歳入				歳出			
	予算額	調定額	収入済額	収入割合	予算額	支出済額	支出割合	
村税	130,600	134,516	80,214	59.6%	土木費	258,246	111,976	43.4%
地方交付税	407,375	333,209	333,209	100.0	総務費	134,964	59,719	44.2
諸収入	87,882	74,406	74,135	99.6	民生費	130,637	58,944	45.1
国庫支出金	75,218	40,108	13,233	33.0	教育費	128,339	73,101	57.0
県支出金	32,304	5,492	5,492	100.0	農林水産業費	66,501	31,400	47.2
村債	26,900	-	-	-	衛生費	44,926	21,344	47.5
繰入金	26,500	-	-	-	公債費	31,416	9,866	31.4
繰越金	17,485	17,662	17,662	100.0	議会費	24,338	11,971	49.2
自動車取得税交付金	15,000	6,304	6,304	100.0	消防費	17,420	10,722	61.6
分担金及び負担金	14,115	14,451	7,043	48.7	商工費	14,813	11,610	78.4
その他	18,552	6,284	6,134	97.6	その他	331	-	-
合計	851,931	632,432	543,426	85.9	合計	851,931	400,653	47.0

国保特別会計

(単位 千円)

区分	歳入		歳出		
	予算額	収入済額	予算額	支出済額	
国民健康保険税	90,592	38,758	保険給付費	236,711	65,504
国庫支出金	142,472	61,226	総務費	7,038	3,347
繰入金	14,326	10,791	保険施設費	5,582	2,774
その他	2,564	13,375	その他	623	-
合計	249,954	124,150	合計	249,954	71,625

昭和四十九年度予算については、四月号でわたくしお知らせしましたが、昨年引き続く国の総需抑制策により、経済の先行き見通し難や景気停滞などから、歳入の伸び悩みが見込まれるため、歳出予算は極力圧縮するとともに財源の重点的な配分と諸経費の節減をはかり編成しました。

一般会計は総額七億二千三百万円でスタートしましたが、その後、村税や地方交付税などの増収が見込まれたので、道路整備事業を中心に一億二千六百万円の補正を行い、四十九年度一般会計の現計予算は八億五千万円となりました。

そのうち、建設事業費に二億五千万円を計上し、住みよい村づくりを旨とし、住民福祉の向上に努めています。

(5)



▲中野小学校 学級数 6  
児童数 145人

●学級数・児童数は昭和49年5月1日現在。



中之島小学校 学級数 7  
児童数 216人

小学校統合校舎の位置議決

◆11月29日の臨時会で

小学校統合校舎建設特別委員会(委員長高木三郎)は、調査の付託以来十二回にわたって委員会を開き、村側より示された第一案：県道見附与板線の南、北陸高速自動車道の東側大字中之島寄り  
第二案：県道見附与板線の南、北陸高速自動車道の西側大字鶴ヶ曾根寄り  
の二つの案を中心に種々検討協議し、委員会における満場一致の結論として、第二案周辺を適地と認め、村議会に調査結果報告がなされ、十一月二十九日の臨時村議会において、小学校統合校舎建設位置は第二案周辺を賛成多数で議決しました。



▲中通小学校 学級数 6  
児童数 89人



中条小学校 学級数 6  
児童数 117人

# 年末年始を無事故で

## 冬の交通事故防止運動 12/11 ~ 1/10



の発生しやすい状態にあるため、すべての歩行者、運転者、運転者の雇い主、その他道路交通に関係のある方は交通安全について真剣に考え、そして正しい交通のルールやマナーを守ってください。

十二月十一日から一月十日までの一カ月間、冬の交通事故防止運動が実施されます。

冬期における積雪、凍結による道路条件の変化および年末、年始において飲酒の機会が多いことなどに起因する交通事故を極力押えるため、事故の多発地点などを重点的に、交通指導や悪質な違反者を中心に取締りが一層強化されます。

国道8号線の中之島地内と今町地内の混雑解消と都市開発を目的に、47年度から建設が進められていた見附バイパスは、歩道工事など附帯工事を残して（昭和50年末完成予定）ほとんどが完成、今月25日から全線が開通します。

47年に着工された見附バイパスは、五百刈一見附市今町一同坂井町の延長4.26キロで、幅員は7線の二車線。これまで、坂井町一今町間1.48キロは暫定的に開通されて



おり、今年度から五百刈一今町間 2.7キロの建設と舗装工事が進められていたもので、総工費に約25億円を要したものです。

なお、このバイパスは長岡東バイパス、またインターチェンジで北陸高速自動車道にそれぞれ接続し、将来計画では現在の二車線が四車線に拡幅されることになっております。

また、この開通は当村が大きく飛躍するための第一歩といえましょう。

### 今月二十五日に全線開通 国道見附将来は基幹道路に

### 重点目標

- 歩行者事故の防止
- スリップ事故の防止
- 踏切事故の防止

としの暮れをひかえて忙しい毎日が続くことと思いますが、これからは交通も混雑しますし、道路状況も悪くなります。このように交通事故の発生しやすい状態にあるため、すべての歩行者、運転者、運転者の雇い主、その他道路交通に関係のある方は交通安全について真剣に考え、そして正しい交通のルールやマナーを守ってください。

また、飲酒運転追放一〇〇日運動が展開されています。

酒を飲んだら、運転しない。運転者には、酒をすすめない。運転するときは、酒を飲まない。尊い人命を守るために、村民のみならず全員が運動に参加して交通事故をなくすことができようご協力をお願いします。

十一月十一日から来年二月十八日まで「飲酒運転追放一〇〇日運動」が展開されていますが、その記念事業として、決意の旗が県下市町村長の署名を受けながらリリースされました。

この旗は、県交通安全協会と同連絡協が各市町村の協力なしでは運動が徹底しないと呼びかけて、署名により決意のほどを表明してもらおうと県内を十ブロックに分け、「ハンドルに



署名した決意の旗

### 飲酒運転追放へ 決意を表明

緑十字の安全旗」をリリースされたものです。

当村には二十五日に見附市からリリースを受け、村長が安全旗に署名して決意のほどを明らかにしました。

# 雪害退治



## みんなのカマ

寒波の吹き出しが始まり、いよいよ本格的な冬の到来です。きよねんは異常降雪におおいに泣かされました。また、ことしはきよねんよりも五日早い初雪に木の囲いや越冬野菜の取り入れに大あわて。予報では、年末に大雪の恐れがあるといっています。

村では、関係機関と協力してことしの除雪計画をまとめ、冬将軍の襲来に備えています。しかし、せつかくの計画もみなさんのご協力がないと、なかなか効果がありません。みんなの力で雪害をはいのけましょう。



### 村道五十七キロを 除雪

雪といっても交通さえ確保できれば、日常生活にそう支障はありません。そこで道路の雪を取り除くことが、白魔征服の大きな決め手となっています。雪が積もったら、村内にある道路全部を一時に除雪すればよいのですが、人にも除雪車にも限りがありとてもできません。そこで村では、利用度や必要性の高い路線や通学路を中心に、次のように三区に分けて

- 【第一種路線】一車線（四、五）確保を原則とし、異常降雪以外は常時交通の確保をはかる。
  - 【第二種路線】一車線（二、三、四）確保を原則とし、状況によって待避所を設ける。
  - 【第三種路線】一車線（二、三、四）小型車交通の中員を確保するようつとめるが、状況によっては一時交通止めになってもやむを得ない路線とする。
- 除雪する道路の総延長は、五十七キロできよねんより二キロ多くなっています。

### 困る車の路上放置

道路の除雪や排雪作業をすすめるとき、一番困るのは路上駐車です。除雪作業は昼夜の別なく行いますが、一台でも車が置いてあると、そこを避けなければならず、除雪計画もくると置きます。どうか、車を路上に放置するのは、絶対やめてください。数少ない不心得な人のおかげで、除雪作業の予定がくるってしまつては、みんなが迷惑します。

もし、放置してあった車に損害を与えても補償はいたしません。また、除雪車と交差したりすれ違つたりする車は、危険防

止と作業の能力化のために多少遠方で待機をしてください。

### 雪おろしは、いっしょに

背丈はとも積った雪を屋根からおろすとき、「これが砂糖だつたら」そんなため息もうなずけますが、止むを得ず路上におろす場合は、交通の支障にならないよう手際よく道路外にたずけてください。

また、雪おろしはなるべくとなり近所がいつしよになつておろすようにしてください。

### へいには赤い目印を

消雪施設のあるところは問題ないのですが、大部分は機械を使って雪を脇へ片づける方法です。

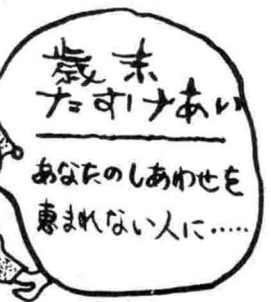
そこで、道路ぎわのブロックや板塀が雪で埋まっていると、除雪車がおわしてしまふ恐れがあります。お手数でも、竹ざおに赤い布をつけて目じるしに立てておいてください。

このほか、車道に面した窓ガラスや戸などの防護措置、道路におおいかぶさっている庭木の枝おろしなどにもご協力ください。

どうか、雪国の生活が快適であるように、みんな力を合わせてがんばりましょう。

# 生活の一部にしよう

# 火の点検



## 県下の火事6時間に一件

## 器具の安全確認第一

今年の一〜九月までの県下の火災件数は一、〇一八件。六時間に一件の割合です。村においても、これまでに六件の火災が発生しています。

内の場合、フロ・かまど、ストーブ、こんろなどの火気取扱いは十分からの出火が一番の原因です。これから毎日暖房器具を多用しますが、冬型火災の一番の原因は、石油ストーブをはじめとするストーブ類についても過言ではありません。

また、冬の火災で特徴的なのは、雪のため消火活動において十分な機動力が期待できないことです。そのため、まる焼けになる危険がきわめて高くなっています。統計上からいっても、冬季には火災が多くなっています。



また、冬の火災で特徴的なのは、雪のため消火活動において十分な機動力が期待できないことです。そのため、まる焼けになる危険がきわめて高くなっています。統計上からいっても、冬季には火災が多くなっています。

それでは、家庭での防火はどんな点に気をつけたら良いのか。【第一に】電気ごたつやストーブなど、冬に多用する暖房器具の安全点検を怠らないこと。火災予防条例の改正で石油ストーブは転倒した際、自動的に消火する装置が義務づけられました。この面での安全は一応保証されますが、危険なのはストーブの上での衣類乾燥です。この種の火災が意外と多くなっています。また、外出の際にはスイッチを切るだけでなくコンセントをはずし、ガスにおいては必ず元栓を閉めること。【第二に】消火用具を常備すること。火災は初期消火がだいじです。フロにはいつも水をためておいたり、台所にはバケツに水をくんでおくくらいのこと最低限の心得といえます。消火器具は、初期火災や燃え広がった油などに効果的です。家庭に一本は備えたいものです。

**工業統計調査**  
にご協力を!!  
製造業に属する事業所等を対象に12月31日現在で工業統計調査が行われます。一月中に調査員がうかがいますからご協力をお願いします。

**年末・年始の役場事務**  
役場の年末年始の事務は二十八日が仕事納め、二十九日から一月三日まで、一般事務は休業させていただきます。

ことしも歳末たすけあい運動が、今月一日から一カ月間におたつて、全国一斉に展開されています。この運動は、みよりのない子どもや不幸な人たちをみんなで助けあって、暖かい正月を迎えるために行われています。

県共同募金会では、みなさんひとりひとりの善意が結び合うこの運動を推進するため、街頭募金などを行っています。村でも、みなさんからご協力いただいた赤い羽根共同募金の一部を歳末たすけあい運動にあてています。ことしは、およそ十四万円が村社会福祉協議会を通じて、生活保護を受けている方々、長期に入院されてお困りの方々、心身に障害のある方々、老人ホームへお入りのお年寄りの方々に配分され、少しでも明るい正月を迎えられるよう贈られています。



村長室で表彰状と記念品を贈られた渡辺さん(中央)と葦沢さん(右側)

■該当する方で、未申請の方は保健衛生課へどうぞ。

石川 利雄(鳥田) 五回  
久保 平司(中条) 六回  
遠藤 稔(中条新田) 八回  
竹村 良二(中之島) 九回  
小谷松啓介(西高山) 十回

## みなさんの

## お役にと……

渡辺昭平さん(42) 献血10回  
葦沢正和さん(27) 献血20回

ありがとうございました。

いざというときに……。みなさんのお役に立つなら……。これまで献血事業に貢献されてきた、渡辺さん(福原)と葦沢さん(宮内下村)に多回数献血者として、このたび日本赤十字社から表彰されました。

いかに医学が進歩した今日といえども、血液を人工的につくりだすことはできません。だから、輸血に必要な血液はどうしても健康な人の供血に頼らなければなりません。「愛の献血助け合い運動」などによって、みなさんの善意による献血は年々ともにもふえています。しかし、一方では交通事故や産業災害などによって、血液の需要もまたふえています。みなさんのいま一層のご協力をお願いします。

戸籍の記載はみなさんの届け出にもとづいて行われるのが原則となっています。子どもが生まれたときは、父または母が十四日以内に出生届を、人が死亡したときは、同居の親族などから七日以内に死亡届を、それぞれに定められています。このほか婚姻、養子縁組など届け出の種類はいろいろありますが、こうした届け出はすべて正確にしておくことが大切です。もし間違っていた届け出がそのまま戸籍に記載されると、あとで進学や就職などで戸籍謄抄本をとり寄せたときに名前の文字や生年月日などの間違いを発見しても、訂正することは非常に困難です。そのようなことにならないよう戸籍の届け出は正確に行う必要があります。

## 届出は正確に



## 戸籍シリーズ②

参考までに戸籍の届け出の際に必要な書類などについてお知らせします。

◆出生届 十四日以内、届け出

の印鑑と村の国民健康保険証、母子手帳

◆死亡届 七日以内、届け出人の印鑑と国民健康保険証と年金手帳、老人医療費受給証

いずれも本籍地でない役場に出す時は届け書は二通りあります。◆婚姻届 できればあらかじめ用意して、結婚式をあげる日または同居を始める日に出すようにして下さい。その日が日曜や祭日でも当直員が受け付けをしてくれます。

夫になる人または妻になる人の本籍地に出す時は二通、そのほかのところに出す時は三通出して下さい。婚姻届けを本籍地でない役場に出す時は、戸籍抄本が必要ですから、あらかじめ用意して下さい。

## 国民年金の保険料が1,100円になります。

年金を支給するための財源は、加入者の保険料や国庫負担、それに、これを積立てて生じる利子などでまかなわれています。

したがって、年金額の引き上げが行われれば、費用の負担もそれに応じて増額されることとなります。

ことしの1月に、各年金ともおよそ2.5倍引き上げられ、また9月には物価上昇にともなう年金のめり分16.1パーセントの上積みが行われ、あわせて2.9倍の大幅な引き上げとなっております。

しかし、保険料はことしの1月から1ヵ月550円を900円に、また50年の1月から1,100円とすることにして、加入者に急に重い負担とならないよう段階的に引き上げることとされています。(附加保険料を納めている者は定額1,100円プラス400円の計1,500円)

保険料が高額になりましたので、あまりためて(未納)しまうと金額がかさみ納めにくくなります。納期限までにキチンと納めましょう。